

自転車は車の仲間です

交通ルールを守って安全運転に努めましょう!

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反省して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立ち入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

出典:警察庁ウェブサイト (https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/poster/R6_leaflet_jitensya.pdf)

来年4月から交通反則通告制度(「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に

令和8年4月から、自転車等に対する交通反則通告制度が適用されます。対象年齢は16歳以上で、対象となる違反行為は、

✕携帯電話の使用等(保持)

✕遮断踏切立ち入り

✕信号無視

✕車道の右側通行

✕一時不停止

✕徐行せずに歩道通行

など113種類になります。我々の身近にある自転車は軽車両であり、道路交通法等が適用されます。交通ルールを守って安全運転に努めましょう。

自転車を
運転するには

● 自転車保険に加入しておきましょう (令和2年10月1日から山梨県条例を制定)

● ヘルメットを正しく着用しましょう (令和5年4月1日から全年齢を対象に努力義務化)